

令和 7 年度 上越市会計年度任用職員募集要項

【保育業務（看護師）】

上越市内の公立保育園または病後児保育室で勤務する会計年度任用職員（保育業務（看護師））を募集します。

職 種	保育業務（看護師）
試 験 日	随時 ※応募書類を受理した後、日程を調整します。
試 験 会 場	上越市役所（上越市木田 1 丁目 1 番 3 号）
試 験 内 容	個別面接試験 ※受験のための旅費等は支給しません。
受 験 資 格	・任用資格を有すること ・次のいずれにも該当しないこと (1) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人 (2) 上越市において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない人 (3) 日本国憲法施行の日以降において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人
業務内容・勤務条件等	次ページ以降に掲載 ※必ず最終ページまで確認してください。
任 用 期 間	指定する任用開始日から令和 8 年 3 月 31 日まで ※その後、職務における適性及び各施設の児童数等に応じて、1 年を超えない範囲で再度任用場合があります。ただし、継続勤務期間は、公募による採用から 4 年経過後の年度末（最長 5 年）を上限とします（継続勤務期間の上限に達した場合であっても再応募が可能です）。
応 募 方 法	指定様式の受験申込書及び履歴書に資格証の写しを添えて、幼児保育課へ郵送または持参してください。 ※受験申込書及び履歴書は市ホームページからダウンロードできます。
選 考 結 果	面接試験後、14 日以内に文書で通知します。
応 募 ・ 問 合 せ 先	〒943-8601 新潟県上越市木田 1 丁目 1 番 3 号 上越市 こども・子育て部 幼児保育課 電 話：025-520-5720 E-mail：hoiku@city.joetsu.lg.jp

《 最終ページまで確認してください 》

次ページあり

保 育 業 務（看護師）

業務内容	公立保育園…入園児童の健康管理、病気・障害のある児童（医療的ケア児を含む）の看護、保育園全体の保健衛生 等 病後児保育室…病気の回復期にある児童の保育 等
勤務場所	市内公立保育園（34 園）または病後児保育室（2 室）
勤務時間	7 時 15 分～19 時 15 分のうち 7 時間 45 分勤務（休憩 45 分） ※土曜日勤務の場合は、7 時 15 分～17 時 15 分のうち 3 時間 45 分、4 時間又は 7 時間 45 分勤務 ※1 日の勤務時間を 6 時間として任用する場合があります。
週 休 日 及び休日	土曜日、日曜日、祝日及び年末年始（12 月 29 日～1 月 3 日） ※土曜日に勤務した場合は、4 週間以内で平日の曜日に振り替えます。
休 暇	年次有給休暇あり（勤務月数に応じて付与） その他に有給・無給の特別休暇があります。
給 料	月給 237,500 円
通 勤 費	一月あたり 55,000 円以内（交通手段・距離により異なる）
期末手当	任用期間等に応じて 6 月期、12 月期に計 3.525 月分を支給（各 1.7625 月） ※令和 7 年 6 月期は最大 0.52875 月（在職期間が 3 月未満のため）
各種保険	○健康保険、厚生年金、雇用保険に加入 ※健康保険は新潟県市町村職員共済組合に加入となります。 ※雇用保険について、7 時間 45 分以上勤務した日が 18 日以上ある月が引き続いて 6 月を経過した月までの加入となります。（以降は退職手当条例が適用） ※任用日において、健康保険は 75 歳以上、厚生年金は 70 歳以上の人は加入できません。
任用資格	看護師免許

次ページあり

任用に関する注意事項

- ・複数の就業パターンで勤務することがあります。
- ・変則勤務があります。（勤務時間が前後することあり）
- ・任用期間中または再度の任用時に勤務場所が変更となる場合があります。
- ・退職手当支給制度があります。（7 時間 45 分勤務で 6 か月以上勤務した場合）

休暇・休業の一例

休暇等	期間	休暇等	期間
年次有給休暇	10 日 ※1	夏期休暇	5 日
結婚休暇	5 日	不妊治療休暇	12 日
産前・産後休暇	産前 8 週 ※2 産後 8 週	家族看護・子育て 休暇（無給）	8 日 ※3
育児休業（無給）	1 歳の誕生日の前日 までに 2 回 ※4	育児部分休業 （無給）	1 日 2 時間以内（小学 校就学まで） ※5

※1 勤務月数に応じて付与します。初年度目で任用期間が 6 か月を超える場合、10 日間付与します。6 か月以下の場合には 1 か月につき 1 日付与します。

※2 多胎妊娠の場合は、出産予定日の 14 週前から取得できます。

※3 中学生以下の子が 2 人以上いる場合は、12 日取得できます。

※4 子が保育所に入所できないなど特に必要と認められる場合、最長 2 歳の誕生日の前日まで育児休業を取得できます。

※5 始業時間から連続し、または終業時間まで連続して 30 分単位で取得できます。（勤務日が週 3 日以上、勤務時間が 1 日 6 時間 15 分以上の場合）

社会保険等の適用

1 健康保険・厚生年金

週 29 時間 10 分以上の勤務時間で任用期間が 2 か月を超える見込みがある場合に加入します。

※週 29 時間 10 分未満の勤務時間であっても、下記の条件を全て満たす場合は加入します。

- (1) 1 週間当たりの勤務時間が 20 時間以上であること
- (2) 賃金（割増報酬・通勤費を含まない）の月額が 8.8 万円以上であること
- (3) 任用期間が 2 か月を超えることが見込まれること
- (4) 学生でないこと

2 雇用保険

週 20 時間以上の勤務時間で任用期間が 31 日以上見込まれる場合に加入します。